

大田区の情報公開制度と個人情報保護制度

～平成28年度の運用状況をお知らせします～ HP

1 情報公開制度とは

区が保有している公文書の開示を求める区民の皆さんの権利を保障し、区政情報の公開の推進を図るものです。法令や条例の規定によって開示することができない情報や個人情報などを除き、**開示を原則**としています。

皆さんからの公文書の開示請求に応じて、28年度は下表のとおり決定しました。

実施機関	請求件数	決定内容 (件数)				不服申立件数
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	
区長	896	573	316	5	13	2
教育委員会	24	10	13	1	1	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	1	0
監査委員	1	1	0	0	0	0
議会	9	2	9	1	0	0
合計	931	586	339	7	15	2

※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません。

●請求者内訳＝区内在住者92人、区内法人・在勤者130人、利害関係者2人、任意的開示請求者707人（区外在住者、区外法人など）

※同一人が複数の請求を行っている場合があるため、請求者内訳は延べ人数です。

●開示した主な公文書＝調整計算図、耕地整理図、食品衛生営業許可申請処理簿、環境衛生施設台帳など

2 個人情報保護制度とは

区は事務の執行上、皆さんの個人情報を収集・保管・活用しています。皆さんの個人情報を保護するために、「大田区個人情報保護条例」を制定し、個人情報の収集の制限、目的外利用や外部提供の原則禁止、個人情報を電子計算組織に記録する際は「大田区情報公開・個人情報保護審議会」の意見を聞いたうえで実施するなど、個人情報の適正な管理のために区が守らなければならない原則を定めています。

28年6月以降、新たに電子計算組織を利用するとした主な業務は上表のとおりです。「大田区情報公開・個人情報保護審議会」に意見を聞いたうえで実施しています。

◆自己情報の開示請求などができます

区が保有している個人情報について、本人が開示や訂正を求めることができます。皆さんからの自己情報開示請求に応じて、28年度は下表のとおり決定しました。なお、法令などの規定により請求に応じられないことがあります。請求のときは、本人であることを確認するため必ず身分証明書などを提示していただきます。

請求件数	決定内容 (件数)					不服申立件数
	全部開示	部分開示	開示請求に応じられない	訂正請求に応じられない	不存在	
331	237	48	4	0	42	7

●開示した主な文書＝介護認定審査会資料、住民票の写し等交付申請書、保育所入所・転園申請書など

◎公文書・自己情報の開示請求は、当該公文書を管理している課などへお問い合わせください
手数料は無料です。ただし、写しの交付は実費負担があります。

◎決定に不服があるときは、「審査請求」をすることができます
学識経験者で構成した「大田区情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問し、裁決します。ただし任意的開示請求者は審査請求ができません。

◎「平成28年度公文書・自己情報開示請求運用状況」が閲覧できます
区政情報コーナーでご覧になれます。情報公開・個人情報保護審議会の会議資料（電子計算処理に係る個人情報項目一覧を含む）も閲覧できます。



チェック! 自分で守ろう! 個人情報

- ★SNSやブログなどに不用意に個人情報を書き込まない
- ★パスワードの使いまわしはせず、定期的に変更する
- ★事業者などに個人情報を提供するときは、利用目的や管理体制を確認する



チェック! 個人情報を事業に活用する全ての事業者に個人情報保護法が適用されます

改正個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が29年5月30日に全面施行され、個人情報を名簿化するなどで事業に活用している全ての事業者に法が適用されました。詳細は、個人情報保護委員会のウェブサイトをご覧ください。

☎総務課情報セキュリティ対策担当 ☎5744-1150 FAX 5744-1505

人権問題への理解を深めましょう

インターネット上で人権侵害をしないために

インターネットは、仕事を効率的に進めたり、生活を豊かにしたりと便利なものです。しかし一方で、匿名性を利用して他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、さまざまな人権侵害が発生しています。

このような人権侵害をしないためには、日頃からさまざまな人権問題について、関心をもち、正しい知識を身につけ、常に自分で考えて行動することが大切です。

●次のことを意識してインターネットを使いましょう。

①差別的な発言や、誹謗中傷、人権侵害につながる情報を書き込まない

②うそや不確かなことは書き込まない
あたかも正しいものかのように想像以上に広

まってしまうおそれがあります。

③なりすまし行為をしない
なりすまされた人の信用や名誉を著しく傷つけます。

④自他の個人情報を書き込まない
他人のプライバシーを侵害したり、自分が犯罪に巻き込まれたりするおそれがあります。

一人ひとりがルールとマナーを守り、誰もが安心して使えるインターネット環境を作っていきます。

☎人権・男女平等推進課人権・同和対策担当

FAX 5744-1155

さぽーとぴあへ行こう HP

イベント名	開催日時	定員	申込締切
①ヨガ講座	6月23日(金)、午後6時～6時45分	抽選で15名	6月14日
②バリアフリー映画体験上映会「最強のふたり」	6月24日(土)、午前10時～正午	先着50名	なし
③ワイヤービーズクラフトを楽しもう	6月24日(土)、午後1時～3時	抽選で12名	6月14日
④夏の暑さに! ハーブDEティータイム	7月9日(日)、午前10時30分～11時30分	抽選で15名	6月23日
⑤水墨画でうちわをつくろう	7月9日(日)、午後2時～3時30分	抽選で12名	
⑥音楽とゲームで楽しく身体を動かそう!	7月14日(金)、午後6時～6時45分	抽選で15名	6月30日

※10歳以下は保護者同伴。①⑥は動きやすい服装で⑤はエプロン持参か汚れてもいい服装で⑥は障がいのある方のみ

費③300～800円④500円⑤300円

申①、③～⑥問合先へ電話かファクシミリ（2面の記入例参照）。手話通訳希望の方は申し込み時にお伝えください。②当日会場へ

☎さぽーとぴあ ☎5728-9434 FAX 5728-9438



ありがとうございます あたたかい善意

◆東日本大震災被災地支援活動のために

- ユザワヤ商事株式会社 = 165,000円
- 大田区歌手連盟 = 1,500,000円
- 矢口西小学校 = 79,708円
- 石川台希望ヶ丘商店街振興組合 = 100,000円
- NPO法人明るい社会づくり運動の会 = 100,000円

◆社会福祉のために

- かまにしコンサート = 16,929円

◆災害義援金（日本赤十字社東京都支部大田区地区受付分 ※平成29年4月30日まで）

寄附された方の氏名・団体名などは区のホームページに掲載しています。

- 東日本大震災義援金 2億1,045万7,708円
- 熊本地震災害義援金 3,219万8,747円